

A Study on Educational support for Migrants and Migrant Workers in Korea

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18273

韓国における外国人(移民・移民労働者)に たいする教育的ケアについて

南 金 笹 相 信 孝 瓊 一 一

目 次

はじめに

- I. 韓国における外国人(移民・移民労働者)にたいする教育的ケアにかんする概況
 - II. 韓国における外国人教育にかんする制度と政策
 - III. 東アジアにおける外国人の学習環境にかんする韓国の位置
- おわりに

はじめに

近代経済との密接な関連の下に展開してきた近代教育は、「国民」を対象とする普通学校の設立による識字の普及を基礎とし、事実に基づく合理的思考能力と自己の感性を重視した表現活動を促進してきた。それは、人々の個人としての自立と、その個人の視点から、生活共同体としての地方自治体、企業社会、友人、家族関係の再編を促してきた点で、人々の自由を増幅してきたといえる。しかし同時に、近代教育は、人々に常に「国民」であることを求め、「国民」であるものと「国民」でないものとの間に大きな線引きをしてきた。それは、「国民」でないものには「国民」として同化するか、さもなければ「国民」を中心として構成されている社会において片隅の存在となることを求めてきた点で、また、「国民」あるいは「国民国家」の視点から世界を切り取る見方を人々に強いてきた点では、人々に不自由を与えてきたともいえる。

しかし、20世紀後半における企業の多国籍化の進展は、不可逆的なことと

して、人々の国境を越えた移動を促進し、近代教育の内部に「国民」でない人々を大量に抱え込むことを余儀なくさせてきた。そのような事態の下で、近代教育が「国民」原理を貫こうとするならば、無視することが難しい、大規模で深刻な文化・言語等の摩擦をそこに生み出すことになった。また、それらの摩擦を回避し、新たに入ってきた文化的要素を生かした文化融合・創造を促進しようとするならば、ときとして偏狭な切り取りを強いる「国民」原理を弾力化することを受け入れざるを得ないという事態が生じてきた。すなわち、「国民」でない人々への教育的ケアや「国民」に対する国籍やエスニシティをこえた市民としてのコモンセンスの形成を、人々に求めてきたのである。

このような「国民」でない人々の増加に起因する「国民」原理の弾力化は、北米、北西欧、オーストラリア等で先行し、日本、韓国、台湾、香港、シンガポールなどを含む東アジアにおいては、1980年代末以後本格的着手が始まったにすぎない。本稿では、このような課題に直面している東アジア諸国・地域の現状を捉え、あわせて歴史的経緯を検討する作業を、韓国および韓国と日本との関連に絞って試みる。すなわち、①第一節において、韓国の現状を捉え、②第二節で外国人に対する教育的ケアが「国民教育」システムの中に位置づけられつつある事態について考察し、③最後にこの課題についての東アジアの中での韓国の位置と課題について考察を行う。(南相璵・笹川孝一)

I. 韓国における外国人(移民・移民労働者)にたいする教育的ケアにかんする概況

1. 送り出し国から受け入れ・送り出し国へ

近代における韓国は今日に至るまで基本的に移民・移民労働者の送り出し国であった。おもに政治的・経済的な理由によって、中国東北部、アメリカ、中東、カナダ、日本などへ移民・移民労働者を送ってきた。その結果、海外で暮らしている韓国・朝鮮系の人の数は、韓国籍の有無にかかわらず520万人と推定されている。

その一方で、韓国すなわち朝鮮半島南半分の地域（以下たんに「韓国」と

する)における経済成長と民主化の進展によって賃金の急騰や人手不足が生じ、それを解決するため1990年代から移民労働者を受け入れるようになった。その数は、1999年現在38万人(オーバーステイ者含む)と推定されている。

このような移民・移民労働者の送り出しや受け入れの他に、韓国人の海外への出国や外国人の韓国への入国は年々増加している。1989年、韓国政府が自国民にたいして海外への旅行自由化政策を実施して以来、韓国人の海外への出国者数は急速に増加し、1993年に270万人強から経済危機を迎える前の1996年には約500万人となった。また、韓国政府は外国人の韓国への入国を奨励するために入国手続きを簡素化した。たとえば、韓国を訪れる外国人の8割以上を占める日本人(1998年末現在、約200万人)にたいして、1992年から観光ビザ取得なしでの入国を許可した。そして、1999年12月、約200万人の韓国・朝鮮系中国人=「朝鮮族」の人々にたいして、1世については国内に招聘者がなくても入国を可能にし、親戚訪問を目的とする人には1年までの長期滞在を許可した。これに先立ち中国政府は、1998年5月、韓国を中国政府許可なしで自由に旅行できる国家と認定していた。

以上のような状況のなかでとくに注目されるのは、韓国における外国人が一時的な滞在にとどまらず、長期的滞在もしくは永住をし始める傾向を見せていることである。すでに韓国には華僑2万2千人を含む22,617人の永住者及び15万人を越す長期滞在者が生活しているが、この数が増加傾向を見せているのである。

このことは当然、これまで十分な意識が払われてこなかった移民・移民労働者を中心に、彼らにたいする教育的ケアについての様々な試みと、それによるナショナリズム緩和の模索とを、韓国内で始めさせる結果となっている。

2. 近代におけるエスニック・マイノリティー

近代以降、外国人が朝鮮・韓国に移住して生活するのは1876年日本による開港後、外国人居留地が設けられるようになってからである。釜山、仁川、元山の外国人居留地には、日本人や中国人の他、イギリス人、ドイツ人、アメリカ人など10カ国の外国人が居留するようになった。その数は日清戦争後

の1897年現時点で総数1万1千200人余であった。その内訳は日本人が1万700人強で全体の95%を占めており、残りは中国人が470名強、イギリス人27名、アメリカ人22名の順である⁽¹⁾。日本人が多いのは、1894-95年の日清戦争後朝鮮において日本の軍事的・政治的・経済的影響力が強くなったことを背景に朝鮮に移住する人が増えたからである。日本人の多くは日本の貧しさから逃れ朝鮮に移住する人や商売のために朝鮮へ渡った人々であった。そして、中国人の多くは商人であったが、欧米人のほとんどは宣教を目的としていた。その後も朝鮮に住む外国人のほとんどは日本人が占めるようになり、日露戦争の結果「日韓保護条約」が結ばれた1905年に在朝鮮日本人は4万人を超えた。

そして、朝鮮が日本によって「併合」された1910年、朝鮮に居留する日本人は飛躍的に増加し、その数は17万人強であった。その後、日本政府の日本人の朝鮮への移民政策によって在朝鮮日本人の数は膨張し続け、日本の敗戦によって朝鮮が解放される1945年には70万人を超えていた。これらの日本人のほとんどはその後日本に帰還したが、替わって、中国の戦乱から逃れてきた中国人が増えた。1999年現在韓国には、2万2千人余りの台湾国籍を持つ華僑が住んでいる。彼らは長い間韓国において一番大きなエスニック・マイノリティグループをなしてきた。

3. 1990年代における外国人(移民・移民労働者)の急増

(1) 韓国経済発展等を背景に来韓する移民・移民労働者の急増

移民・移民労働者たちの押し寄せてくる第2の波を韓国人が経験するのは、1990年代に入ってからである。1970-80年代の経済発展とそれを背景に韓国国内での民主化の進展は雇用の拡大とともに急激な賃金値上げとなった。そして、雇用拡大と賃金値上げは「3D労働」忌避現象を生み出した。

1990年代初頭、韓国政府は住宅200万号建設を発表したが、すでに建設現場等においては人手不足が深刻な問題となっていた。その解決策として韓国政府が打ち出したのが、1991年10月の「外国人産業技術研修ビザ発給にかんする業務処理指針及びその施行細則」であった。いわゆる産業技術研修生制度(以下「研修生」とする)である。研修生の研修期間は6カ月以内で法務

韓国における外国人(移民・移民労働者)にたいする教育的ケアについて (南)

部長官が認めれば6カ月延長することができるもので、毎年8-9千人を受け入れた。しかし、それだけでは人手不足の解決に至らなかったため韓国政府は、1994年から研修生の受け入れ先を「中小企業協同組合中央会」に移管し受け入れ人数の拡大を図った。研修期間も1年以内となり、さらに1年延長可能となった。その結果、表1のように、1996年末まで韓国に入ってきた研修生は6万5千人を超えている。彼らの多くは製造業などの単純労働現場で働いており、国籍は、中国、インドネシア、ベトナムなど14カ国に上る⁽²⁾。

表1 外国人労働者現況 (単位：名)

資格労働者	産業技術研修生	オーバーステイ者	合計
13,420	65,797	129,054	208,271

* 出典：韓国経営者総協会『労働経済年鑑』1997年度

* 産業技術研修生の人数の中には、現地投資法人を通じて入った人数は含まれていない。

しかし、この研修生のほか、資格外外国人労働者数が資格外国人労働者数をはるかに超えている。表1で分かるように、資格労働者13,420名と産業技術研修生65,797名を合せた人数79,217名よりはるかに多い129,054名がオーバーステイ者となっている。そして、オーバーステイ者のほとんどは労働現場で働いているものと思われる。このように資格外労働者が多いのは、観光ビザで入国して就労する人や、研修生として入国した後職場を離脱して就労

表2 外国人資格就労者現況 (単位：名)

ビザ種類 年度	教授	会話指導	研究	技術指導	専門職業	芸術興行	特定職業	合計
1993年	465	1,136	61	320	72	418	1,295	3,767
1994年	511	2,241	125	396	145	563	1,284	5,265
1995年	647	4,230	290	599	198	598	1,666	8,228
1996年	793	7,473	539	918	254	1,017	2,426	13,420

* 出典：韓国経営者総協会『労働経済年鑑』1997年度

する人が多く現れたためである。研修生の職場離脱の大きな原因は、彼らに支給される手当が安かったためである。研修生は実質的には労働者であるが法律的に「研修生」であるため、賃金ではなく研修手当が与えられているが、その金額は資格外国人労働者の賃金の凡そ半分強である。その結果、研修生の多くの職場離脱者を生み、その離脱率は約30パーセントに上る⁽³⁾。

一方、表2のように、産業技術研修生を除いて韓国で合法的に就労できる職業は専門・技術職種のみである、資格をもって韓国で働く外国人も年々増え、1993年3,767名だったのが1996年には3.5倍の13,420名となった。

4. 在韓外国人(移民・移民労働者)の法的地位・教育機関

(1) 30万人を超す在韓外国人

韓国に長期滞在している外国人は登録者数だけで1996年末現在、176,890名であり、その法的地位及び国籍別は表3の通りである。「居住」について見ると、台湾国籍の者が22,137名で全体の98%を占めている。彼らの多くは1949年中華人民共和国成立以前から韓国に住んでいた人々及びその子孫である。一方、「滞在」者について見ると、一番大きなグループは、35,371名の中国籍の人々である。この中には、1945年に朝鮮が日本から解放される以前に中国東北地方＝「満州」などに移住した人々とその子孫たちが多く含まれている。彼らは中国における「民族識別」では「朝鮮族」と呼ばれている。この人々の中には、1990年韓国と中国の間に経済交流が始まって以来、「朝鮮族」の韓国への親戚訪問や研修生、出稼ぎ労働者として来韓した人、そして韓国人と結婚した「朝鮮族」女性たち⁽⁴⁾が含まれている。その次は、27,882名のアメリカ人である。アメリカは朝鮮が日本から独立した後の3年間の米軍統治の間はもちろんその後にも、韓国にたいして軍事的・政治的・経済的・文化的等に強い影響を与えてきた。その結果、韓国に滞在するアメリカ人が増えてきたと思われる。そして、三番目は13,423名の日本人である。彼らの多くはビジネスマンや駐在員として韓国に住んでいる。四番目は13,064名のフィリピン人で、産業技術研修生やエンターテイナーが多く含まれている。また、表にはないが、凡そ15万人と推定されるオーバーステイ者について言えば、大きなグループはやはり中国籍の人々で、二番目はフィ

韓国における外国人(移民・移民労働者)にたいする教育的ケアについて (南)

リピン国籍、三番目はバングラデシュ国籍になると考えられる。すなわち、1992年7月、韓国政府が行った「不法滞在外国人自己申告」の結果によれば、中国籍が2万2千人強、フィリピン国籍約1万9千人、バングラデシュ国籍約9千人、ネパール国籍5千人強であった。自己申告を行った人数は全部で61,126(32ヵ国)名であったが、現在のオーバーステイ者の国籍構成もそれほど変わっていないと考えられる。

表3 国籍別外国人登録者数 (単位:名)

国籍 区分	台湾	アメリカ	日本	フィリピン	中国	その他	合計
居住	22,137	65	318	1	8	88	22,617
滞在	1,013	27,817	13,423	13,064	35,363	63,593	154,273
合計	23,150	27,882	13,741	13,065	35,371	63,681	176,890

*「居住」は日本の永住ビザにあたる。

* 出典：法務部『出入国管理統計年表 1997年度版』226ページ

(2) 在韓外国人の法的地位

1949年以前から韓国に住んでいる華僑には韓国での永住が認められる「居住ビザ(=F-2)」が与えられている。このビザは就労に制限はないが、5年ごとに「居住地登録更新」が義務づけられている。韓国政府は、1967年、華僑にたいする土地所有への制限を設けるなど厳しい政策をとった。その結果、ソウル市内にあったチャイナタウンはなくなり、華僑のなかには韓国籍に変える人やアメリカやカナダなどへ移住する人も多く、その数は7-8万人と推定される。

しかし最近、華僑への政策が大きく変わり、韓国政府のチャイナタウン建設への動きのなか華僑への土地所有への制限は解除された⁽⁵⁾。そして、1999年9月、韓国政府は「定住外国人の参政権にかんする法律」を制定し、その実施に向けて現在検討中である。

一方、すでに述べたように研修生は、実質的には労働者であるにも関わらず法的には「研修生」であるため、資格外外国人労働者との間に大きな「賃金」の差があった。そのため、職場を離脱し資格外労働者になる者が多かつ

た。この問題を改善するため、韓国労働部は1995年2月、「外国人産業技術研修生の保護及び管理にかんする指針」の改正を行った。それによって、労災保険、医療保険、「産業安全保健法」による安全と保健上の措置及び健康診断などが実施されるようになった。また、労働基準法の中での強制労働禁止、暴行禁止、賃金支払い、労働時間堅守、最低賃金法などの法的保護の適用が行われるようになった。

これに先立ち韓国労働部は、1994年2月、一時社会問題となった資格外外国人労働者にたいして一定の権利を認めた。すなわち、資格外外国人労働者にたいして①韓国人労働者と同等に労災補償実施（1991年2月まで3年間遡って）②賃金未払い、暴力、監禁労働にたいする権利救済措置を行う③国際労働機構（ILO）の移民・移民労働者への労災補償にかんする批准署名を行う、ことであった。

一方、韓国政府は在外「韓国人」にたいして二重国籍を与えることを検討していたが、中国政府の抗議などを受けそれを取り下げ代わりに、1999年12月3日、「在外同胞の出入国と法的地位にかんする法律」を施行した。その結果、アメリカや日本などに在住する韓国人（日本の場合は韓国籍のみ）が韓国に入国して申告すれば「居所申告証」が発給されるようになった。その「居所申告証」を所持する人は再入国許可無しで2年間出入国が出来る。また、不動産売買、金融機関利用の点で国内の韓国人と同等な権利を有し、90日以上滞在する場合には医療保険加入もできる。そして、中国「朝鮮族」にたいしては、1948年以前に中国に移住した「朝鮮族」1世には韓国籍の取得が認められた。また、親戚訪問を目的に入国する「朝鮮族」には1年間の長期滞在を認めている⁶⁾。

(3) 外国人(移民・移民労働者)のための教育

①華僑

韓国に長く在住している華僑たちのほとんどは中国大陸出身である。しかし、韓国が長い間中国と国交がなかったことと、中国大陸での社会変動を好まない人々も少なくなかったこととによって、彼らのほとんどは「中華民国」=台湾国籍をもっている。したがって彼らは教育や文化などの点においても

台湾と密接な関係を持っている。華僑の民族教育機関は、小学校30校、高校4校、そして中学校はところによって小学校や高校に併設されている。カリキュラムは基本的に台湾と同様で、教科書は台湾から無償で提供されている。教授用語は台湾語で行われており、教科目のひとつとして韓国語が置かれている。大学は独自の高等教育機関を持っていないため、大学進学者の内半分は韓国の大学に進学し、残りの半分は台湾やアメリカ等の大学に進むという⁷⁾。

②中国「朝鮮族」

中国「朝鮮族」の場合、親が家庭の中で「朝鮮語」を話したり、中国で民族学校に通った人もいるので、「朝鮮語」が話せる人が多い。しかし、彼／彼女らが話す言葉は北朝鮮の影響を受けているために、韓国で使われている言葉との間にちがいが少なくない。たとえば、韓国語の外来語は英語の影響を強く受けているのにたいして、北朝鮮の外来語は中国やロシアの言葉の影響を強く受けているために、語彙の面でのちがいが生じている。また、アクセントの点で韓国の標準語とされるソウル語とは異なる。それにたいして韓国人の中には彼／彼女らの話す言葉を「田舎のコトバ」として笑う人が多く、彼／彼女らも自分たちの話す「朝鮮語」を「恥ずかしい」と思う人が多い。そこで、彼／彼女らの中にはソウル語を勉強したい人が多い。そのような要求に対応するために、1992年、「興士団」はソウル市内に、中国「朝鮮族」を対象とした韓国語教室を開いている。

③産業技術研修生・オーバーステイ者等

一方、産業技術研修生やオーバーステイ者のための教育として注目されるのは、教師や弁護士、教授たちがボランティアで彼らのための教育を行っていることである。1997年9月、ソウルにある建国大学の社会教育院で、当大学の財政的支援を受け外国人のための教育プログラムがスタートした。このプログラムは、毎週日曜日10時～16時まで行われ、一学期13週間となっている。教育内容は、韓国語、韓国歴史、歌(英語通訳)などで、文化活動として38度線のバンムンゾムや景福宮などの見学も行っている。定員は100名であるが、1998年には300名を超えたという。参加者の国籍は、4割が東南アジア、6割が中国、モンゴル等で、約9割が移民労働者である。修了後には

彼／彼女らに修了証明書が与えられているが、その証明書は彼／彼女らの帰国後自国において一定の資格として認められるので、このプログラムにたいして人気が高いという。

5. 在韓外国人への支援活動ネットワーク

韓国での外国人労働者への支援活動が始まったのは、1992年カトリックソウル教区が「外国人労働者のための相談所」をソウル明洞の大聖堂に開設してからである。そして、同年12月にはプロテスタント教会が、1995年には仏教界がそれぞれ外国人労働者への支援活動を開始した。

これらの支援団体は、1995年、「外国人労働者対策協議会」（以下、協議会）というネットワークを発足させた。創立目的は、「自主的で、民主的な団結を通じて外国人労働者の労働条件の改善及び政治経済社会的地位の向上を求めること」⁽⁸⁾であった。創立当初は10団体が加入していたが、1998年には26団体に増えた。

その主な活動のひとつは、韓国内の外国人労働者組織と外国人関連団体を代表して政府と交渉を行ったり、社会的なアピールを行うこと等である。

その中でとくに注目されるのは、資格外労働者の比率が他の国と比べて高く、人権侵害を受けやすい彼／彼女らのために、「外国人労働者人権保障と保護法」の制定に向けての活動である。1996年7月、国会議員会館で現職国会議員、弁護士、大学教授、牧師、外国人労働者などが参加して行われた公聴会では、外国人労働者の法的地位問題、人権問題、労働現場における実態、国際結婚などにおける問題点が報告された。そして、「協議会」や外国人労働者たちは韓国政府や国民あての「意見書」及び声明文を出し「外国人労働者人権保障と保護法」の制定を促した⁽⁹⁾。しかし、その公聴会の翌年には韓国が経済危機に陥り、その制定までには至らなかった。

6. 課題としての韓国社会の柔軟性と多元性

朝鮮は、18世紀半ば中国を経由して入った天主教を徹底的に排除することで、西洋文明の受け入れを頑なに拒んだ。

その後、1876年、朝鮮は日本によって開港された後、西洋文明を直接・間

接的に受け入れるようになり、近代化の道を歩みはじめた。しかし、日本による朝鮮の植民地支配は、韓国・朝鮮人の日本人・日本文化への拒否・抵抗を生み出した。また、1950年、朝鮮戦争時に北朝鮮に援軍を出した中国人にたいしては韓国人の心の中に中国人への否定的なイメージを残した。

一方、朝鮮戦争後の南北対立の中で韓国の経済復興とともに「国民国家」の建設は韓国人の一大使命であった。そして、「国民国家」の建設や経済復興のモデルになったのが日本であった。すでに韓国には日本の植民地支配によって日本の経済的、社会的システムが導入されていたので、日本をモデルとした韓国の近代化の推進は比較的容易であった。しかし、韓国の近代化も日本人や日本文化を排除するなかで行われた結果、ゆがんだ日本人観が生まれた。また、華僑への排除と差別による「単一民族国家」建設は韓国人の民族観を画一化させた。

しかし、1990年代、中国人(「朝鮮族」を含む)や東南アジアの移民労働者を受け入れるようになり、その民族の構成も多様化し、韓国人の「単一民族思想」は通用しなくなっている。そしてすでに本文で述べたように多くの市民団体による移民労働者のための様々な活動が行われているなか、それに参加している韓国人の中にはキリスト教信者が多い。彼らは「神の前では人間は平等である」との認識の下で活動している。⁽¹⁰⁾ また、長い間韓国の民主化のために活動してきた人々も参加しているが、彼らは「韓国人の人権が大事であるように、韓国で暮らす外国人の人権も韓国人と同様に大事である」との認識を持っている。

このような考え方が韓国人の中に広がり、その活動が多くの人々の支持を得るようになれば、韓国が移民・移民労働者にとってだけでなく韓国人にとっても住みやすい社会になると確信する。なぜならば、移民・移民労働者の文化的環境のみならず、韓国人の眼が開かれ社会がより柔軟で多元的なものとなるからである。(南相璵)

注

- (1) イサベラ・バード・ビショップ/イインファ訳『韓国とその隣国の人々』図書出版サルリム1994年(韓国語)

- (2) 韓国経営者総協会『労働経済年鑑』1997年度 144ページ
- (3) 同上 143ページ
- (4) 詳しくは、南相環「韓国の国際化に伴う在韓外国人の韓国語学習と韓国人の隣国語学習にかんする予備的考察」韓国社会教育協会『社会教育研究』第17巻参照。
- (5) しかし、以前として華僑の公務員任用への制限、会社の就職差別、銀行の貸し出し金利の差別などがあり、改善されるべき点も多い。この点について、華僑であるハンワテンチ理事の王ケムンさんは、1999年9月19日付け『東亜日報』に「チャイナタウンのない国」を寄稿し、韓国政府の華僑への差別政策を批判している。
- (6) 『東亜日報』1999年12月4日付
- (7) 韓華僑民服務委員会の委員である劉燕氏へのインタビューによる。
- (8) 外国人労働者対策協議会 『外国人労働者対策協議会ニュース』1998. 5. 15
- (9) 労働政策研究所『外国人労働者政策と保護対策』297-301ページ及び外国人労働者人権保障と相談支援活動弾圧阻止のための共同対策委員会『外国人労働者人権保障と保護法制定のための公聴会』1996. 7. 5
- (10) 彼らの活動は時として各教会の信者確保のために行われるケースもあると指摘されている。

[参考文献(韓国語)]

- ・労働政策研究所『外国人力政策と人権保護対策のための政策討論会』1995
- ・フリドリヒエベルト財団／労働施策研究所『外国人労働者政策と保護対策』1995
- ・金素英『外国人力関連法制および政策の国際比較』韓国労働研究院 1995
- ・韓国教会女性連合会外国人女性労働者相談所『外国人女性労働者何が問題なのか』韓国教会女性連合会 1997
- ・孫ビョンジュン外『外国人労働者の現実と未来』未来人力研究センター 1998
- ・李ヘギョン外『韓国社会と外国人労働者－その総合的な理解のため』未来人力研究センター 1998

II. 韓国における外国人教育にかんする制度と政策

韓国の法務部出入国管理局の統計資料によると、韓国に滞在している外国人は約38万人である。その内訳は、長期滞在者は約17万人、短期滞在者は21万人である。しかし、オーバーステイ者が10万人を越すものと推定されるので、実際の長期滞在者は凡そ30万と推算される。長期滞在者には外交官、商

事駐在員などの一般滞在者と就労を目的に入国した就労滞在者とに区分できる。一般滞在者と就労滞在者は外国人であることは同様であるが、彼らの入国目的、社会的背景、韓国内での生活様態が異なるので、教育の必要性も当然異なることからここでは、それらを分けて論じることにする。

1. 一般滞在者の教育

外交官、商事駐在員及び彼らの家族、そして中国華僑を含む一般長期滞在者の子女たちは「外国人学校」で教育を受けている。韓国の学校に就学している外国人子女の統計は現在、把握できない。外国人学校は幼稚園から中等教育課程まで設立されており、学校は19校の児童生徒4729名、教師575名である。外国人学校にかんする政策は、1999年2月を起点に大きな変化を見せている。

(1) 旧政策（1999年2月以前）

政策の変化以前までは、外国人の教育活動は教育法によるものでなく、出入国管理局法に基づいて行われていた。その出入国管理法の教育に関連する規定は次の通りである。

- ・第39条<外国人団体登録>(1)大韓民国の国内で活動しようとする外国団体は大統領令の定めにしたがって主務官庁に登録を行わなければならない。

そして、施行令第47条には、この規定を次のように具体化している。

- ・第39条（外国団体登録）第1項の規定によると、大韓民国の国内で活動しようとする外国団体が登録をするさいにはその代表者は外国団体登録申請書に次のような書類を添付し主務官庁に提出しなければならない。

1. 定款及び規約
2. 任員の履歴書（写真貼付）
3. 資産明細書（立証書類添付）
4. 組織機構及び職務分担表
5. 事業計画書

6. 経費調達方法にかんする書類
7. 団体の本部が外国にある場合にはその本部の設立にかんする書類
8. 国内に別途に支部を置く場合にはその支部設置にかんする書類
9. その他、主務官庁が必要と認める書類

ここでいう主務官庁は、学校設立にかんする事項の場合には教育部と地方教育庁になる。それでは、外国人教育機関を出入国管理法によって外国人団体として見なしていたことをどのように考えればよいのか。

まず、韓国政府は国内に滞在する外国人教育にたいして無関心であったことを指摘しなければならぬ。外国人の教育活動が、教育活動にかんする事項を規定した教育法によるものではなく、外国人団体の活動にかんする規定に基づいて行われていたことは、今まで韓国政府の外国人教育への配慮がなかったその証であると言わざるを得ない。

第二に、自国民のための教育と外国人の教育活動を制度的に完全に分離教育する政策であったといえる。言い換えれば、外国人学校は韓国の教育制度の外に置かれ、韓国の教育制度とは無関係に運営されていたのである。つまり、外国人学校は「他人の学校」として認識されていたのである。

第三に、国民国家のための教育観の現れであったといえる。すなわち、教育制度及びその政策の目的を国民として意識形成と資質向上に置いていたために、外国人の教育は国民教育とは関係のないものと認識していたものと思われる。国籍、出身地域、宗教、思想、性差に関係なく誰でも学習権を持っているので国家は外国人にも自国民と同等な学習機会を与えるべきであるが、国民教育観に基づいた今までの制度ではそれは認められていなかった。

(2) 新政策（1999年2月以後）

新たな政策は、外国人学校設立において出入国管理法の適用を廃止し、学校法を適用するということである。新しく適用されるようになったのは、「各種学校にかんする規則」である。各種学校は正規の幼稚園、初等学校、中学校、高等学校と類似した教育機関ではあるが学力を認めない。たとえば、中学校の水準の教育課程を履修し卒業しても正規の中学校の卒業者としての

学力を認めない。それでは、外国人学校にもたらした変化とは何か。

外国人学校としてはそれほど大きな差がないように見えるが、学校法の適用によって、次のような幾つかの大きな変化がもたらされた。

まず、外国人の教育活動を正規教育制度に接近させたことが評価できる点である。学力の不認定によって教育制度内での地位は低いが、それにも関わらず外国人学校が、国家教育制度のなかに組み込まれた点でその評価は低くない。各種学校は場合によっては審査を得て学力の認定を受けることもでき、認定を受けた者には正規の上級学校への進学資格を得られるという点に注目できる。

第二に、その反面、危険性も伴っている。各種学校が教育制度内に組み込まれたことによって、学校施設、教育課程、教師などにおいて学校法に定められた基準を満たさなければならない。したがって、各民族学校ごとの特色と自立性に侵害を受ける恐れがある。

第三に、新たな問題が生じる。すなわち、教育的に有害な環境から保護を受けることが法で定められているが、それがむしろ外国人学校が危険にさらされる結果となったことである。「学校保健法」には、学校周辺には生徒に教育的に問題があると思われる施設の設立を禁止している。すなわち、学校周辺200メートル以内には「行楽飲食店」、旅館、ホテルなどの建設は禁止されている。しかし、外国人学校は最近までこの法の適用から外されていたので、学校周辺にある上記の施設は問題の対象にならなかった。ソウル、釜山など大都市に集中しているほとんどの外国人学校の周辺にはいわゆる「非教育的施設」がある。しかし、これからは「学校保健法」の適用によって原則的には学校周辺200メートル以内の「非教育的施設」を他の地域に移転させるか、学校が移転するか二者選択となるが、どちらも現実的に不可能である。

以上のように、外国人学校を韓国の教育制度の中に組み込んだことによって、肯定的な面と否定的な面とを合わせ持つことになった。したがって、外国人学校にかんする政策はもう一度変えざるを得なくなっている。教育部は現在、小中等教育法を改正して外国人学校設立と運営にかんする新たな法令を作るための準備を行っている。それは、2000年内もしくは2001年までには

外国人教育にかんする新しい法令が制定されるだろう。新しい法令は外国人の教育制度を韓国人のそれにさらに接近させながらそれぞれの学校の特色と自立性をさらに保障するものになると思われる。

2. 移民労働者のための教育

韓国で就労している外国人労働者は資格外外国人を含めて20万名と推定される。いわゆる「移民労働者 (Migrant Workers)」である。韓国に移民労働者が本格的に流入されたのは1991年からである。それは、1990年、政府が推進した200万号の住宅建設を推進する中で、その労働力不足を補うために「外国人産業技術研修生制度」(以下「研修生」)を導入したことから本格的にはじまる。この研修制度は1年間滞在することができ、必要に応じてもう一年延長できる。「研修」という名称そのままであれば、研修生は韓国の労働現場で研修を受けた後、帰国後は自国の産業発展に寄与すべきであるが、実際には韓国で不足している技能工を外国から受け入れたに過ぎない。研修生のなかには、滞在期間が過ぎても韓国にそのままオーバーステイになった人や研修生という身分から離脱して資格外労働者となる人々がいる。そして、観光や訪問ビザで入国して資格外労働をしている人々を含めると、その数は10万人と推定されている。

移民労働者は韓国文化、韓国語、労働者としての権利などを学ぶ必要があるが、その多くは基本的人権及び労働条件さえも保障されない中で暮らしているので、教育にたいして要求する状況でないのが実状である。そして、彼らを雇用している雇用主の多くは彼らの教育にそれほど関心がない。1995年2月、政府は「外国人産業技術研修生の保護及び管理にかんする指針」を制定し、研修生として入国した移民労働者の保護及び研修のための政策を行った。それには、次のような彼らの教育と技術資格取得のための内容が含まれている。

第11条 (国家技術資格試験の受験者への支援)

- ・研修生は本人の希望によって国家技術資格法による国家技術資格試験に受験することができる。

- ・ 国家技術資格試験を主管する機関は研修生が試験内容を理解できるように翻訳など必要な支援をしなければならない。
- ・ 雇用主は研修生が研修契約期間中に第1項の規定による国家技術資格試験を受験する場合、書類の申し込み、労働時間への配慮など必要な支援をしなければならない。

第12条 (研修生への教育)

- ・ 雇用主は研修生に次の事項を教育しなければならない。
 1. 技術・技能の修得に必要な事項
 2. 産業安全保健管理にかんする事項
 3. 韓国社会に早く適応できるように韓国語の教育、文化、慣習、国内法規及び外出のさいに守るべき事項など日常生活に必要な事項
 4. その他、雇用主が必要と認められる事項

しかし、この指針の制定にも関わらずほとんどの雇用主は研修生のための教育を行っていない。その原因は外国人研修生を雇用したところは規模の小さい零細企業であるため、彼らのための教育を行う財政的な能力を持っていないことと、それを知っている政府がそれらの企業にたいして指針実行への要求を強く求めているからである。

このように企業と政府が移民労働者の教育にたいして消極的な態度を示しているなか、不十分なながらも民間の市民団体がボランティア活動を行っている。主に宗教団体が活動しているが、労働関連団体も韓国人のために行っていた労働運動の延長として彼らのための教育事業を行っている。初期の段階においては各団体がそれぞれ活動していたが、1995年から「協議体」というネットワークを作り活動している。1999年6月にはユネスコ韓国委員会が様々な市民団体とともに移民労働者のための教育をテーマとして集まりを持ち、協力方案を模索した。この場では、韓国語教室、産業安全教育、病気予防などのような基本的な教育とともに、次のようなプログラムを実施することを決めた。

- ・ 移民労働者自らの人生が設計でき積極的に参加できる教育プログラム

- ・それぞれの自国文化の紹介できるプログラム
- ・移民労働者と韓国人の国際結婚の家庭の子女のためのプログラム
- ・他人を尊重する多文化理解プログラム
- ・ボランティアを中心として各家族が一緒に経験する「一日韓国家庭体験」プログラム
- ・ネットワークを通しての相互文化交流プログラム
- ・移民労働者と隣人になるためのプログラム

ユネスコ韓国委員会が移民労働者のための教育事業に参加したことは大変意味深い。ユネスコは民間団体とは異なり政府から予算の支援を受けている半政府機構だからである。これは移民労働者のための教育問題に一步進んだことと思われる。

一方、移民労働者の人権状況及び労働条件は劣悪なものと言わざるを得ない。したがって、さまざまな市民団体が共同で彼らを保護するための法の制定を求めている。市民団体が連帯して作った「外国人労働者対策協議会」は、1996年7月5日、国会議員会館で「外国人労働者保護法」試案を発表し、国会に立法を促したのは大きな進展であった。しかし、1997年に始まった経済危機の影響によって制定までには至っていない。その「外国人労働者保護法」試案第6条には、次のような教育にかんする内容が含まれている。

第6条（外国人労働者の教育）

- ・国内において就労しようとする外国人労働者にたいしては韓国語教育と適応教育の実施を行わなければならない。
- ・韓国語教育は入国前の現地においても少なくとも2カ月以上実施されることを協定で定めなければならない。
- ・政府は外国人労働者の入国後作業場に配置される前、国内において1カ月以上の期間の韓国語教育及び適応教育を実施しなければならない。
- ・第3条による教育の内容のなかに、移民労働者にかんする国際条約及び韓国労働関係法の解説、滞在及び雇用関連情報の提供などが含まれなければならない。また、教育期間は大統領令で定めた時間以上の総連合団体の労働組合による教育時間が守られなければならない。

- ・教育費用は政府が一般会計から負担する。
- ・その他、教育に必要な事項は大統領令で定める。

そして、この試案の第8条には外国人労働者を雇用する雇用主と管理責任者にたいして彼らの雇用前に政府が外国人労働者の出身国の文化、宗教、慣習にかんする教育を実施する事が組み込まれている。この試案の中で特に注目されるのは教育に必要な経費を政府負担にしていることである。すでに述べたように教育の負担を雇用主に負担させたことで実施されていないことを考えると教育経費の政府負担は必ず必要である。韓国の国際通貨危機後、最近経済が少し上向きになっているので、市民団体はこの「外国人労働者保護法」制定に向けて積極的に動き出している。

3. 韓国社会の変化と外国人の学習権保障の課題

韓国における外国人教育問題は政策的にも学問的にも比較的新しいテーマである。

最近まで、教育への観点と教育制度は国民教育に止まっていた。しかし、グローバル化が進む今日、閉鎖的な国民教育制度から脱皮して開放的な制度へと自己変革するのが世界の流れである。

学習権は、どのような状況においても尊重されるべき問題である。国内のみならず国外においても同様である。捕虜や犯罪者であっても学習権は尊重されなければならない。外交官であれ労働者であれ、外国人も基本的人権として学習権の保障を受けるべきであり、教育的差別を受けないような制度と政策を行うべきである。

このような観点の転換と制度の変化という課題に韓国は直面しつつある。変化はすでに始まっている。学習権にかんする論議が学界で展開されており、政府と市民団体が、外国人教育の制度改革のために活動していることがその証である。

(金信一)

[参考文献(韓国語)]

- ・金信一「学習権論の形成と展開」平生教育研究, 5(1), 1-16 1999

- ・朴ソクウン「外国人力政策基準制定と『外国人労働者保護法』制定試案」
外国人労働者人権保障と保護法制定のための公聴会発表資料 国会会員会館 1996
- ・朴チョンウン「外国人労働者と労働者権利」安山外国人労働者センター 1997
- ・天主教シファイルクンの家「外国人労働者の現況と展望」シファイルクンの家資料
1996
- ・「各種学校にかんする規則」教育部
- ・「外国人産業技術研修生の保護及び管理にかんする指針」労働部
- ・小中等教育法
- ・出入国管理法

Ⅲ. 東アジアにおける外国人の学習環境にかんする韓国の位置

1. 世界の移民・移民労働者（外国人）の学習環境問題における東アジアの位置

(1) 近代国家形成における移民・移民労働者の位置についての諸類型一

「長い国家伝統地域への移民・移民労働者の移動」型の東アジア

近代国家の形成過程との関係で移民・移民労働者問題を見ると、世界の国家は大きく三つに大別される。一つは移民やその子孫たちによって近代国家形成が推進された国々である。ここにはアメリカ、カナダという北米地域、メキシコを初めとする中米地域、ブラジル、アルゼンチン、チリなどの南米地域、そしてオーストラリア、ニュージーランドなどがふくまれる。二つ目は近代化以前にかなり強固な国家の伝統があり、近代化過程では移民の送り出しと受け入れについての複雑な過程があった国々である。ここには、ヨーロッパ諸国、中東諸国、インド亜大陸地域、そして中国、ベトナム、朝鮮、日本、タイなどの東アジア諸国がふくまれる。三つ目には、近代以前に強力な国家形成の伝統はなく、第2次世界大戦後の「アジア・アフリカの独立運動」の過程で国家となった国々で、中南部アフリカ諸国、フィリピンなどの東南アジアのいくつかの国々がふくまれる。

これらのうち、第一グループの国々では、旧イギリス系植民地であった北米、オセアニアでは今日に至るまで、さまざまな形の積極的移民受け入れが行われている。しかし、旧スペイン・ポルトガル系植民地であった中南米諸

国では、移民受け入れも存在するものの今日では送り出しの側面の方が強くなっている。第三グループの国々は全体として送り出し国であることが多い。そして、韓国・日本をふくむ第二グループでは、複雑な相互移動はあるものの、工業化がかなり進んでいるフランス以北、ドイツ以西の国々と日本、韓国、台湾、香港などでは送り出しの側面が強い。これに対して、工業化があまり進展していないか、進展しつつあるイタリア南部やギリシャ、東欧諸国、中東諸国、インド亜大陸、中国大陸などでは内部での農村から都会へ、相対的に工業化が進んだ国への周辺国からの流入はあるものの、全体としていえば、送り出しの側面が受け入れよりも強い。

(2) 移民・移民労働者の生活・学習環境整備についての諸類型一 整備が始まったばかりの東アジア

移民・移民労働者に対する生活・学習環境整備やその権利としての保障の側面についてみると、第一グループの工業化された国々もしくは旧イギリス系植民地であった国々、および第二グループの内の西北欧地域では、制度整備や社会的受け入れの雰囲気が進んでいる。これらの国々ではカナダ、オーストラリアに見られるように、“Multi-culturalism”を国是とする国もあり、アメリカナイズेशनが強いという批判もある USA においても、人種の差別を法的に禁止したりマイノリティに対する優遇政策が試みられるなど、改善や努力が積み重ねられてきている。これに対して、工業化という点では同様に、場合によってはそれ以上に進んでいるものの、第二グループうちの東アジアの工業化諸国・地域、すなわち日本、韓国、台湾、香港などでは、そのような努力がようやく始まったところで、まだその蓄積は多いとは言えない。

ここから、北米、オセアニア、西北欧地域に対して「東アジアは遅れている」ということを固定的に見る見方も生ずることになる。たしかに、現状を見る限りにおいて「進んだ北米、オセアニア、西北欧地域、おくれた東アジア地域」という表現は妥当性がある。また、強力な国家の伝統がなかった、フィリピン、インドネシアなどの国々と対比してみればあいでも、韓国、日本、台湾、香港などは、より差別感が強いという事実も否定できない。しか

し現状がそうであっても、そこから直ちに、東アジアの工業国・地域が今後
にわたって差別的であり、排外的であると断定することには慎重であるべき
である。

(3) 北米・西北欧・オセアニアにおける多文化主義への転換の歴史的経緯—
先に反省した地域における個人・自治体の確立とネットワーク、伝統思
想の読み直しによる常識化

というのは、アメリカの黒人差別、中国人排斥法、日本人排斥、アイルラ
ンド人差別等の歴史は記憶に新しいし、オーストラリアの「白豪主義」が放
棄されたのも1978年のことであるように、かつてはこれらの国々もひどい差
別・排斥の横行する地域であったからである。ヨーロッパでも、イギリスに
おけるケルト系のウェールズ人差別やウェールズ語の禁止、ドイツのユダヤ
人排斥など、血統による差別の歴史的事実は、枚挙にいとまがない。

アメリカでの政策転換は1960年代の黒人の公民権運動およびそれと重なり
合ったベトナム反戦運動であり、その中で先住民や日系人の権利の見直し
がなされ、エスニックマイノリティに対するアファーマティブアクションの試
行錯誤も開始された。そして西北欧で政策転換が起きたのは、やや遅れた
1970年代以後であった。高度経済成長による労働力不足を、イギリスのイン
ド系、アフリカ系移民労働者、フランスのアルジェリア人、あるいはドイツ
のトルコ人のように、旧植民地系移民労働者もしくはアジア系移民労働者
によって補う動きが続いた。そして、彼らの待遇改善の動きとそれを支持する
声が、一般的に言えば社会民主主義系統の政党の参画する政権の支持をも
得て世論となり、政策転換が起きた。また、その動きはカナダでの変化と相乗
効果をおこして、オーストラリアでの「白豪主義の放棄」「多文化主義」政
策採用、「アジアの一員として生きる」ということにつながった。

こうした一連の動きの根底には、①一人一人の人間を国籍やエスニスティ
にかかわりなく「個人」として尊重するという個人とその人権の確立および、
②ときには国家の方針と対立することも辞さずに生活者の原理に基づく行政
を進める「地方自治体」の成熟、そして③そのような個人と自治体の「国民
国家」の国境を越えたネットワークの成立があった。こうしたことが「国民

国家」の展開過程で進行し、「国民国家」を超える方向を導き出したことが注目される。

さらに言えば、このような世俗世界の動きの中で、キリスト教というこの地域の共通の宗教=倫理的発想の根底にある、「神の前に人は平等」という発想が、広く再解釈され、それが精神的な推進力ともなった。すなわち、キリスト教各宗派の説く「神」を信じるか信じないかにかかわらず、仮にイスラムのアラーの神を信じて、無条件にすべての人が平等であるというように、解釈し直されたのである。

(4) 東アジアでの努力の開始と世界全体への寄与の可能性

このように北米、西北欧、オセアニアの変化の経緯を見ることができれば、それと本質的に同じ変化が起きた場合、韓国や日本、台湾などでも、多文化主義への世論と政府の方針転換が生じうるということになる。

そして事実、「中華帝国」の華夷秩序意識が強く支配してきたこの地域にあって、1970-80年代後半以後の高度成長による労働力不足を移民労働者等で補う動きが一般的になるなかで、1980年末から変化が起き始めた。それは、日本の在日韓国・朝鮮人運動を一つの契機とし、また1990年の国連国際識字年をもう一つの契機とするものであった。そしてそこに、北米、西北欧、オセアニア、国連、ユネスコ、OECDなどの動きの実体やそれらに関する情報が接続されて、少しずつではあるが、変化が起きてきた。その象徴は、2000年になって①永住権を持つ外国人の地方参政権にかんする法案が投票権に当面限定されたものではあるが、日本の国会に上程され全会一致で成立する見通しが立ちつつあること、また、②日本で法律が制定されたならば直ちに韓国でも成立させる見通しが立っていることである。

そしてこのような変化の下支えの力として、今日1000カ所以上あると推定されるボランティアベースの外国人のための日本語教室の役割があることを、日本の場合には無視できない。また、こうした動きは台湾にもあり、「国民国家」成立との関係で微妙な点が残るもののイギリス制度を引き継いでいる香港、シンガポールでは、部分的には日本・韓国よりも進んでいる。

東アジアでは、①日本やイギリス、フランス、アメリカ、オランダなどに

よる植民地支配による国民国家形成の遅れと②民族主義による、個人の権利、地方自治体の成立が遅れたという事実がある。また、急速な高度成長のために「仁」「義」や「道」「小国寡民国家」のような儒教倫理や老荘思想などのこの地域の自然人間観の基礎が忘却される傾向もあり、「拜金主義」「精神的空白」という問題も指摘されている。しかし、移民・移民労働者の増加を促している企業の多国籍化と高齢化社会・少子社会化の進展は、不可逆的である。そしてアメリカ西欧がそうであったように、それに対応する適切な政策転換やそれにつながる実践的な取り組みの強化がなされなければ、受け入れ国の国民の視野や認識にゆがみが強まる。また、生じ社会的緊張も高まって、社会的コストも点でも望ましくない結果が生まれるであろう。それに対して、適切な実践が進められ、政策転換が進行するならば、移民・移民労働者の増加は長期的に見て、東アジア地域社会がより自由で暮らしやすい地域として発展することを助けるに違いない。そして、「仁」「義」「道」などの東アジア的キーワードをそのような現実をふまえて解き直す作業は、世界のあり方にいい意味での個性を付け加えることになるだろう。それは、たんに移民・移民労働者問題にとどまらず、遺伝子組み替えやクローン技術などの生命か科学と生命倫理の問題や環境と開発との関係など、21世紀の中心課題にたいしても大きな寄与をなすものと考えられる。というのは、東アジアでの「華夷秩序意識」克服は、そのイデオロギ-的基礎である「儒教」への歴史的な対抗思想であった老荘思想の「道」を媒介させて、人間と自然との関係の問い直しを前提として人間と人間と関係を問い直すことにならざるをえないからである。

2. 東アジアの移民・移民労働者（外国人）の学習環境問題における韓国の位置

(1) 日本による植民地支配と南北対立—外国人問題対応への阻害要因としての過度の民族主義と、近代以後におけるその形成の要因

韓国に目を向けてみると、現時点では、韓国では民族主義が日本より強いと見ることができる。そして南助教授も指摘しているように、民族主義の過

度の強さが、韓国における外国人問題への対応を阻害している側面は否定できない。

そのような韓国における民族主義の強さの理由の一つとして、日本による植民地支配が、韓国・朝鮮人の誇りをあえて傷つける形で行われたことが挙げられる。それは、朝鮮王国の正宮殿である景福宮の正門・光化門をこわし、王城である「漢城」の街の風水を断ち切ることをあえて意図して「朝鮮総督府」を建てたり、支配末期に朝鮮語禁止や創氏改名を強行したことなどに典型的に見られる。また、1948年以後の南北対立のなかで、北と南の両国家がその正当性を示すために、民族主義の競争を行ったことも、要因の一つとして挙げられるだろう。

(2) 中華帝国への朝貢国としての歴史一過度の民族主義形成の近代改善における要因

しかしそれとともに、もう少し歴史的に根の深い問題も検討する必要があると考えられる。それは、中国大陸にあった帝国と朝鮮半島にあった王国との関係史にかかわる問題である。

明末期に満州族と豊臣秀吉が、「華夷転変」という中華世界の「易姓革命論」を根拠として、朝鮮王国に対して帝国の覇者になるのだから協力するように求めた。これに対して、正当にも明との盟約関係を理由に断った朝鮮国は、「女真」＝満州人が北京を征服して「大清国」を建てると、それまでの慣例にしたがって清国に対する朝貢の礼を取った。しかし、朝鮮国は、「中華」の地が、「女真」＝「夷狄」＝中華世界に服属しない野蛮な異民族に支配されてしまった状況下において、「小中華」の民としての誇りをもって生きることを決意した。すなわち、千年前後にわたって大陸の中華の地から直接文明を摂取し続けてきた朝鮮人こそが、「小中華」の民として、中華文明のよき伝統を守ることができるし、守らねばならないという誇りと決意である。それは中華帝国世界に長く生きてきた集団としてきわめて当然の選択であったといえる。しかし同時に、この選択は、現実にはうち砕かれてしまったと考えられた「中華」を理念として設定し、その中華の伝統を保守しようとする行為であった。そのために、朝鮮国貴族・学者たちは、中国大陸の人々

以上に「中国」人的になり、自らの「華夷秩序意識」を強化する結果を招いたことは、否定しきれないのではないだろうか？それはたとえば、朝鮮国における「攘夷」の徹底に見られる。すなわち、乾隆帝がイタリア人宣教師のカスティリオーネを絵師あるいは文化顧問として遇していたように、歴代清朝皇帝がヨーロッパ人を顧問とすることは珍しくなかったのに対して、南助教授も指摘しているように、朝鮮国においては宣教師を殺害するなどの行為に及んだことにも、見られる。

さらに歴史を7世紀までさかのぼると朝鮮半島の覇権をめぐる「百済・大和」連合に対抗するために唐と連合を結んだ新羅が、朝鮮半島での覇権を固め「統一新羅」を建てるが、これ以来中華帝国に対する朝貢の礼をとることになった。それまでの万葉がな風の漢字借用による人の名前前の漢字四文字表記から漢人式の一文字姓二文字名前スタイルに変更したことを初めとして、暦、元号、王や貴族の衣装や冠、男子血統主義＝婿養子の禁止、結婚後の女性の改姓を認めないこと、など多くの点で唐風を受け入れることになった。もちろん時代状況からいえば、心ではそうした状況に反発を感じたとしても、社会的文脈からそれはやむを得ない選択であったに違いない。

それに対して百済・大和側はそれまでの「大王」を「天皇」に格上げし国号を“朝が美しい”「朝鮮」に対抗して“より太陽に近い”「日本」とし、形式上中華帝国およびその皇帝と同格にして、統一新羅より自らが上位にあるという演出を図った。

(3) 「純化」と「小中華」との複合という意識状況の形成

このような状況が、朝鮮半島国家において、「純化」と「小中華」との複合という意識状況を生み出したと見ることができる。すなわち、一方で中華帝国に対しては独自性を出したいという希望が、後の韓国朝鮮文化の「純化」の発想をもたらした。それは、オールハングル表記＝漢字一掃に典型的に見られる。たとえば景福宮正門を再建したときの正面の扁額は、かつての「光化門」という漢字表記を復活させず、ハングル表記とされた。また、朝鮮時代の開化派によって19世紀末以後に着手推進され、その後いったんは定着した、新聞等における漢字ハングル混じりの朝鮮語表記が、第二次大戦後に北

における漢字追放を後追いする形で南の韓国でも進行し、今日の20-40歳代の人々の漢字運用能力がきわめて低い状態を招いた。そしてその結果、チョンシム=昼食という単語の元の漢字が「点心」であることを多くの韓国人が知らないように、自らの固有言語の語源とその文化的文脈がわからないという状態が生み出されている。

他方、対「日本」や他の「夷狄」に対しては、帝国との距離の近さを根拠とする「小中華」を誇るようになった。その一端は、18世紀の朝鮮通信史一行の対馬での振る舞いにも現れている。すなわち藩主宗家による供応の席で、大陸的な肉食のもてなしを基準する立場から、魚中心の料理を見下して「食うに足りるものがないので席を立った」と、通信史高官の日記には記されている。

(4) 「東夷」の受け入れ=「中華」へのあこがれ積極的な情報・技術吸収と、「国風」としての開き直り—日本のアイデンティティ形成

もちろん、足利義満の時代などに、日本も進んで中華帝国に朝貢をした時期もあった。しかし、大陸の中華の地から海を隔てていると制約は、当時の運輸手段の技術水準では解決のしようがないものであった。そこで、「唐」「天竺」という複数の文化センターにあこがれを抱きつつ、ある時には大陸から直接、ある時には朝鮮通信史や釜山・「東來」の「倭館」から、あるときにはポルトガル、スペイン、ルソン、シャム、ローマ、オランダなどから情報や技術を積極的に吸収しようとした。しかし、大陸=中華の地と海を隔てているという意味では、「東夷」の「倭人」であることは否定しきれず、18世紀半ばまでは、〈中国—朝鮮—日本〉という秩序を受け入れざるをえない状態に甘んじていた。

しかし同時に、高温多湿という「中華の地」とは異なる気候条件を含めて、ある意味では絶望的な地理的制約から、食べ物、建築・装飾、衣服などの点で、否応なしに独自のものとならざるをえない文化状況を、あえて「日本風」「大和風」「国風」などと開き直って肯定する動きも、9~10世紀以後次第に台頭してきた。また、中央集権国家が整備されていた大陸と朝鮮において「科挙」制度があり、朱子学が必須の暗記すべきテキストとされ、かえってそ

の主旨が生かされにくかったのに対して、中央集権という点では遅れていた日本には科挙がなかったためにかえって、朱子学の本旨がよく受け継がれるという面があった。すなわち、①「格物致知」による「窮理」の実現という、具体的なものの探求を通しての世界・宇宙を把握し、②現実の生活をより人間らしいものとしながら宇宙と人間との一体感を捉えていくという、朱子学もしくは「理学」の本旨。それは、儒学と老荘思想を仏教を媒介にして結びつけるという認識論であり、宇宙論と個別科学との統一の枠組みであった。しかし、中国・朝鮮では科挙の必修テキストとされた結果、朱子著作は暗記の対象、訓古学の対象となり、認識論・個別科学論をふまえた宇宙論の導きとして理解されることが少なかった。一方、科挙の制約がなく、公式解釈とがなかった日本では、学者たちが私塾を開いて、それぞれ独自の中国古典解釈やオランダ学との接合、実際の解剖や医学実験、天体観測やそのデータ利用などを試みる方向に朱子学は展開させられ、江戸時代最高の自然科学書とされる帆足万里『窮理通』などの著作も現れた。このような朱子学の本来的な展開によって、日本においては、幕末期に英米学、フランス学などの実証科学、近代社会にかんする学問などを受け止める基盤が、あるていど成熟していた。

要するに、日本の場合、中華の地との切り離しによって、複数の文化センターへのあこがれと熱心な技術・情報吸収が生じ、自らの制約条件に居直るあるいは開き直すことによってアイデンティティを確保していくという複雑なアイデンティティ形成の傾向が成立した、と言える。

(5) 新たな文化センター＝欧米の元での「小中華」＝日本の構築と清・朝鮮との地位逆転—「華夷秩序意識」を前提とした序列の逆転としての「大日本帝国」の歴史的論理

このような江戸時代に形成されたアイデンティティを基礎に、1839-42年のアヘン戦争以後の近代化過程で「大中華」＝大清国の凋落と新たな文化センター＝欧米を目の当たりにして、中華の華夷秩序意識の図式自体は維持したまま、日本は新型「大中華」の下の新型「小中華」として自らを位置づけ、新型「夷狄」を配下に収めようと行動した。すなわち、大中華＝清の位置に

は欧米をすえ、小中華＝朝鮮の位置に日本を置き、そして、「夷狄」＝日本の位置に朝鮮・清をおいたのである。そして、新型「小中華」をめざした日本自らの「修身」に取り組みながら、東アジアにおいては日本自身が「小中華」として、清国民、朝鮮国民を、《「生蕃」＝文化センターに服属しない野蛮人》から《「理蕃」＝文化センターに服属・同化した元野蛮人》へと転換させる役割を買って出たのだった。それは、かつての元朝や清朝の行動様式を踏襲しながら、新たな中華の文化への東アジアの「同化」推進の企てだったとも、いえる。

そして、このような、近代化過程における、中華主義＝華夷秩序意識の枠組みを維持した「華夷転変」の推進が、「小中華」＝大和から「大中華」＝大和の大和中心主義を台頭させた。そして、これが新たな大中華＝英仏米と摩擦を起こしながら、独伊との棲み分けによって自らが大中華となる新たな「中華帝国」建設の熱狂へと日本を日本を突き動かして行った、と見ることができる。その熱狂の具体的形が、日本天皇を皇帝とする新中華帝国＝「大東亜共栄圏」であった。そしてこの過程で、先に述べた、「東夷」に支配された「小中華の民」の屈辱感を基礎とする朝鮮人の強烈な民族主義が顕現してきたのだと見ることができるだろう。

(6) 強烈な民族主義の原因を排除するための「華夷秩序意識」克服という課題

このように見ることができるとすれば、韓国・朝鮮の民族主義の強さの原因の一つは、日本による植民地支配の問題を含めて、中華帝国の「華夷秩序意識」問題に帰着する。

これはまた、日本のみならず、台湾、香港、マカオ、シンガポールなどの「華人国家」における移民、移民問題にかんする対応にもかかわる。そして、中国大陸国家内部での「中華民族」という上位概念と下位概念としての56の諸民族との関係、さらには「漢民族」内部での中国語系異言語世界と地域経済圏生成との関係、すなわち《上海・江蘇・浙江地域＝上海語》《福建・台湾＝福建語》《香港・広東＝広東語》《内陸＝四川語》という地域経済圏間の人の移動への対応問題にもかかわるとみられる。

こうした点は、まだ十分な議論に付されていないし、私見に誤りも多いこ

と思うが、今後活発な議論が必要だと考えられる。

(7) 急速に進む韓国での民族主義の緩和と外国人のための教育的ケアの進展
と「同胞」支援を超える論理構築の課題

韓国の民族主義と外国人への対応、それと中華主義との関係が実は東アジア全般にかかわるものであることを述べたが、金大中政権になってからの韓国は、民族主義を急速に緩やかなものとしようとしている。とくに永住権を持つ外国人への参政権付与の準備や、二重国籍の容認方向の打ち出しは、日本以上に急展開していると見られる。

外国人の学習権問題は、日本でも政府レベルでは認知されていないが、市民の間では一定の支持がある。その前提には、日本における「国民の学習権」「国民の教育権」「市民の学習権」「住民の学習権」という議論が、少なくとも1970年代以後の30年間に法廷や市民運動の場で展開されてきたという事実がある。台湾の故林清江前教育部長＝文部大臣は閣僚としては東アジア諸国の国民の学習権を明言している数少ない例であるが、金教授が指摘しているように韓国でも、学習権が法に明記されており、この点では日本より先行している。ただ、市民運動レベル、ボランティア活動レベルで見ると、韓国の市民運動、ボランティア活動が日本に比べて層がまだ薄いことは否定しきれない。その点では、経済成長の持続による中間層形成の促進と、南北緊張緩和、若い世代の積極的意味での個人主義意識の成長などが、法に明記された「学習権」を実体的に定着させ、それを外国人の学習権の承認にまでつなげていくのではないかと想定される。

この点とかわかってやや気になるのは、韓国における支援活動の論理が、中国朝鮮族の場合に見られるように、血統主義＝「同胞」意識に基づく場合が少なくないことである。もちろん「同胞」支援はあってよいし必要だが中国朝鮮族支援をすすめている「興士団」と、ネパール人、パキスタン人、フィリピン人などの支援を行っているキリスト教会、カトリック系の人々との間で、十分な対話がまだ行われていないように見える点である。日本の場合、政府は「中国帰国者」「日系南米人」優遇政策を採っているが、地域レベルでは、血統はあえて問題にせず、「地方自治法上では『外国籍市民』も『日

本籍市民』も同じ市民」「地方自治法の主旨に則った行政を」「さまざまな文化を持つ人々がともに暮らす方が楽しいし、文化的にも豊かになる」という論理や発想を貫こうとする潮流は、決して弱くない。さしあたって「同胞」支援から出発することがあっても、それがより普遍的になるには、「同胞」支援論理を超えた論理の構築が求められているのではないだろうか。

金信一教授がのべている、外国人学校の各種学校への位置づけや産業研修生受け入れ政策に見られるように、外国人問題について韓国政府は、日本での政策動向を注視してきた。各種学校化措置は、「国民教育」強化の動きとなるのか、「ポスト『国民教育』」にむけた「国民教育」弾力化の方向となるのか、今後の展開が注目される。そしてこの点をふくめて、日本政府が韓国での政策動向をもっと注視すべきであるという現象も少なくないので、この問題にかんする日韓の交流・協力が今後ますます重要になると考えられる。

(8) 東アジアの外国人問題研究における日韓協力の重要性と期待される視野

東アジアには「分裂国家」状態があり緊張も強く、韓国の二重国籍承認問題に対して北京政府が強く反発したように、外国人・移民・移民労働者問題もかなりデリケートな問題となり得る。しかし先にも述べたように、この問題の進展は不可逆的であり、中国大陸でも経済成長とともに地方分極化が進み、現状の中国内部での「民工潮」「盲流」と国外への移民や「蛇頭」問題だけでなく、カザフスタンや北朝鮮、モンゴル、シベリアなどから中国大陸への人口流入が加速する事態もあり得る。そのようなときに、比較的国家として安定している韓国と日本との比較研究、情報交換、協力が、この地域全体として適切な対応をとる上で一つの機軸となることは間違いない。古代以来ライバル意識が強かった朝鮮半島国家と日本列島国家の研究者、実践家、市民が民族主義と国民国家の歴史探究を行いつつ、経済・技術との共同歩調を求めながら、個人と自治体および国境を越えたそのネットワークの発展に意を注ぎ、民族主義と国民国家およびその根底にある「華夷秩序意識」を超える事実を一つ一つ生み出して行く。そのような作業に成功するならば、それは東アジアでの研究・実践の発展に大きく寄与することになるだろう。

そしてその際には、この地域の日韓以外の状態にも視野をむけることも重

要であろう。大陸との関係で「中華主義が台湾文化をだめにした」と李登輝総統＝大統領が公言し、分権化を進めつつ、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアからの移民労働者を公式に受け入れている台湾。イギリスシステムと中国的な心情とのせめぎ合いの舞台となっている香港。マレー人社会の中の華人主導国家であるがゆえに、四言語公用語政策をとって移民受け入れプログラムを整備し、華人中心主義にならないように細心の注意を払っているがゆえに、自由が制限されているシンガポール。また、21世紀には経済成長の下で地方分権化、人口移動の流動化など大きな変化が生じるだろうと予測されている中国において、「大きい国はいい国である」という『孟子』以来の信念がどのように変化し、個人と自治体の発展ネットワークが成長して行くのか。そこに、国内外の移民・移民労働者がどのように定着して行くのか。どのような文化摩擦や融合が生まれて行くのか。それはいま、香港や台湾で起きている事態が中国大陸全体で展開するということだとも予測される。さらには、フィリピン、インドネシア、マレーシアなどの外国人に対して寛容な国々の価値観から何をどのように吸収して行くのか。

移民・移民労働者問題にかんする韓国と日本との交流共同、協力は、それがたんに二国間にとどまらず、このような国々をふくむ東アジア地域全体が、国籍、エスニシティ、出生場所にかかわらず人々が暮らしやすくなり、2030-50年という21世紀半ばには東アジア連合 EAU(Eastern Asian Union)の見通しが立つような状態を作り出す、その推進役にもなることが、期待されている。(笹川孝一)

おわりに

私たちのチームがこの課題について着手したのは1988年だったが、当時の日本では外国人のための日本語教室は日本全国でも100カ所程度で、今日1,000カ所以上と推定される数のおよそ10分の1程度であった。この10年余りの間の社会変化の大きさを知ることができる。また、韓国では1990年の時点では、この課題に教育的ケアの視点から取り組む研究、調査はほとんどないに等しい状態であった。また、台湾や香港、シンガポールなども視野に入れた「東アジア」というエリアを対象としたこのテーマでの研究は、1995年

頃に始まったと見ることができるが、今日ではそのような視点も必ずしも珍しいものではなくなりつつある。

私たちの達成は実践的にも研究的にも、まだほんの緒についたところであるが、この課題が不可逆的に重要になる課題なので、今後とも研究を続け、近い将来に一冊の本として上梓することを期したい。なお、本論文は平成10、11年度の科学研究費補助金を受けた研究成果の一部である。

(南相璠・笹川孝一)

付録：韓国における外国人(移民・移民労働者)教育のケアに関する略年表

- 1750年頃 北京より天主教関係書物導入(実学の展開を促す契機となる)
- 1758年 海西(現在の黄海道)・関東(現在の江原道)地方における天主教信者に対する信仰を禁止
- 1783年 天主教徒を処刑(西学の獄)
- 1839年 フランス人神父処刑される(己亥教難)
- 1876年 朝鮮開港
- 1894-95年 日清戦争
- 1897年 大韓帝国成立(清から独立)
- 1904-95年 日露戦争
- 1910年 「日韓併合條約」「韓日合邦條約」調印(翌年日本語が「国語」となる)
- 1941年 小等教育における「朝鮮語」廃止
- 1945年 朝鮮、日本から独立
- 1948年 「ハンゲルにかんする専用法律」国会通過
- 1958年 文教部「ハンゲル専用案実践要項」発表
- 1965年 日韓国交再開
- 1967年 韓国政府、外国人に対する土地所有権を制限
これ以後、チャイナタウンが解体される
- 1969年 金壽煥が韓国人初の枢機卿となり、以後明洞大聖堂が民主化支援拠点のひとつとなる／国語学者李熙昇ら140名、ハンゲル専

用反対声明

- 1973年 文教部「高校日語」課程公布, 日本語が第2外国語のひとつとなる
- 1987年 韓国「民主化宣言」
- 1988年 ソウルオリンピック開催
- 1989年 韓国人海外旅行自由化
- 1990年 中国との経済交流開始/中国「朝鮮族」の韓国訪問始まる
- 1991年 1万人の「資格外労働者」存在する/日本における「研修生」制度開始/韓国政府「外国人産業技術研修ビザ発給にかんする業務処理指針及びその施行細則」発表/中国「朝鮮族」女性と韓国人男性との結婚始まる
- 1992年 2月 外国人に対する「各種学校にかんする規則」適用
- 1992年 5月 「外国人労働者人権を守る会(The Association for Foreignn Workers Human Rights)」結成。相談活動開始
- 1992年 6月 オーバーステイ者の自己申告期間設定(6月10日~7月末) 32カ国の62,126名申告(内6,750名のみ出国)
- 1992年 8月 第4回朝鮮学国際討論会(北京)で, 南・笹川「日本の農村における韓国人花嫁と韓国の農村における中国『朝鮮族』新婦の情報入手と言語学習の環境について」(韓国語)報告(韓国の移民労働者のための教育にかんする研究始まる)
- 1992年 8月 中国と国交を開き, 台湾と断絶(華僑の生活に影響が出る)
- 1992年 9月 カトリックソウル教区が移民労働者のための相談所をソウル明洞大聖堂に開設
- 1992年12月 南「韓国の国際化に伴う在韓外国人の韓国語学習と韓国人の隣国語学習にかんする予備的考察」(韓国語)韓国社会教育協会『社会教育研究』第17巻/「労働者教会」などのプロテスタント教会が外国人労働者への支援活動開始/海外進出企業研修生受け入れ始まる/「興士団」中国「朝鮮族」への支援始まる
- 1993年 8月 南「韓国における外国人問題と多文化教育」(『月刊社会教育』編集部・編『日本に暮らす外国人の学習権』国土社刊)

韓国における外国人(移民・移民労働者)にたいする教育的ケアについて (南)

- 1993年 9月 韓国と日本の移民労働者支援団体がソウルで日韓交流会開催
- 1993年11月 労働部, 経済企画院, 商工部, 法務部の4カ部処が共同で「海外就労研修生, 94年5月まで2万名輸入および不法滞在外国人労働者の段階的追放」発表
- 1993年12月 「外国人産業技術研修査証発給等にかんする業務処理指針」改正(1994年1月1日施行)／南・笹川「日本の農村男性と結婚した韓国女性たちの日本語学習と情報環境にかんする実態調査」(韓国語) 韓国社会教育協会『社会教育研究』第18巻
- 1994年 1月 ネパール・バングラデシュ・イディオピアのオーバーステイ者が韓国の外国人労働者団体の支援を受け「労働法による労災保証金支給」要求のためのデモを行う(1カ月間)／市民団体が「外国人労働者人権問題対策協議会」を結成
- 1994年 2月 労働部「不法滞在外国人労働者に対する我々の立場」発表
- 1994年 5月 「外国人労働者かけ込み家」を運営しているヒニョン宣教会, 「帰国した外国人労働者滞納賃金及び労災補償金を受けさせるための市民会」発足(9月末迄128名補償受ける)
- 1994年 9月 政府94年末まで「海外就労研修生1万名追加受け入れ」発表
- 1995年初 仏教界外国人労働者への支援活動開始
- 1995年 2月 労働部「外国人産業技術研修生の保護及び管理にかんする指針」改正(1995. 3. 1 施行)
- 1995年 5月 95年末まで2万名追加導入発表(合計5万名)
- 1995年10月 笹川「東アジアにおける多文化教育の現状と『東アジア学習権共同体』の展望」日本社会教育学会『多文化・民族共生社会と生涯学習』東洋館出版
- 1996年 2月 産業技術研修生2万名追加導入決定。合計7万名に拡大
- 1996年 7月 「外国人労働者保護法」試案発表
- 1997年 遠洋漁船ベスカマ号で雇われ船員(「朝鮮族」)が集団で韓国人船長らを殺害, 死体を捨てる事件起きる
- 1998年初 中国, 韓国を「旅行自由国家」と指定
- 1998年 9月 「在外同胞の法的地位に関する特例法」の立法予告

- 1998年12月 日本大衆文化段階的に解禁
1999年初 小学校における漢字教育始まる
1999年2月 外国人学校を各種学校として認定
1999年9月 韓国政府、定住外国人の参政権にかんする法律制定（未施行）
／韓国政府、チャイナタウン建設発表
1999年12月 「在外同胞の出入国と法的地位にかんする法律」施行
(南相璽)

南 相璽・金沢大学経済学部助教授

金 信一・ソウル大学教育学部教授

笹川孝一・法政大学文学部教授／金沢大学経済学部非常勤講師